

平成 25 年 2 月 14 日

宮城県

課税実施期間の延長後の「みやぎ発展税」について

1 延長にあたっての考え方

課税実施期間を平成 30 年 2 月 28 日まで 5 年間延長する。

延長に当たり、その納税義務者、超過課税の内容など課税スキームは現行のとおりとする。

「税収の使途」は、現行のとおり「産業振興パッケージ」と「震災対策パッケージ」の二本立てとするが、東日本大震災の影響を考慮する。

2 延長後の「みやぎ発展税」の概要

納税義務者	県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人(法人事業税に同じ。) (ただし、資本金等の額が1億円以下かつ所得金額が4千万円以下の法人(収入金課税法人は収入金額が3億2千万円以下の法人)については、超過課税の対象から除外)
超過課税の内容	宮城県県税条例第41条に規定する事業税の税率に1.05を乗じた税率
課税実施期間	平成 30 年 2 月 28 日まで (5 年間延長)
税収の使途	<p>1 産業振興パッケージ</p> <p>県内総生産 10 兆円の達成及び県内産業の早期復興に向けた企業集積促進策、中小企業技術高度化支援策、人づくり支援策及び地域産業振興施策の実施</p> <p>企業集積促進</p> <p>中小企業技術高度化支援</p> <p>人づくり支援</p> <p>地域産業振興促進</p> <p>2 震災対策パッケージ</p> <p>東日本大震災等の教訓を生かし、災害に対応する産業活動基盤の強化、防災体制の整備など地震等による被害最小化施策を展開</p> <p>災害に対応する産業活動基盤の強化</p> <p>防災体制の整備</p>